

## **Dバンク支店取引規定**

お客さまが、スルガ銀行(以下「当社」といいます。)Dバンク支店(以下「当支店」といいます。)と預金取引、ローン取引、SURUGA Visa デビット取引、サービス取引等(以下「当支店取引」といいます。)を行なうときは、下記条項を確認し、本規定に基づいて取引をすることに同意いただいたものとして取扱います。

### **第1条 当支店口座開設方法**

お客さまは、本規定を承認のうえ、当支店所定の口座開設手続きを行ない、当支店が認めたときに限り、口座を開設することができます。

当支店での総合口座(普通預金口座)は、おひとりさま一口座とします。また、当支店の口座を解約し改めて口座を開設することは、当社がやむを得ないと認めるとき以外はできません。

### **第2条 当支店との取引方法**

#### 1. パソコンならびに携帯電話による取引

お客さまは、パソコン(インターネット接続環境にあるものに限ります。)ならびに携帯電話による取引(インターネット/モバイルバンキング)をすることができます(詳しくはインターネット/モバイルバンキング利用規定をお読みください。)

#### 2. 電話による取引

お客さまは、電話による取引(テレフォンバンキング)をすることができます(詳しくはテレフォンバンキング利用規定をお読みください。)

#### 3. 現金自動支払機ならびに現金自動預入支払機による取引

お客さまは、当社もしくは当社と提携している金融機関等(ゆうちょ銀行を含みます。)の現金自動支払機もしくは現金自動預入支払機(以下「提携 ATM」と総称します。)でキャッシュカードを使用した取引をすることができます。

#### 4. 郵便による取引

お客さまは、郵送による書類授受にて各種取引、サービスを利用することができます。ただし、当社が認めたものに限ります。

#### 5. 無通帳取引

当支店では、口座開設に伴う通帳の発行はいたしません。通帳の代わりとして、「Web ブックフリーサービス」(詳しくは Web ブックフリーサービス利用規定をお読みください。)もしくは「無通帳サービス(ブックフリーサービス)」(詳しくは無通帳サービス(ブックフリーサービス)利用規定をお読みください。)、いずれかの方法により、お取引状況をご確認いただけます。

### **第3条 取引時の本人確認**

お客さまが、第2条により取引する際、届出のパスワード・暗証番号の認証等、当社所定の方法により本人確認させていただきます。なお、当社が必要と判断した場合、本人確認資料の提出、印鑑の届出をしていただき本人確認させていただくことがあります。

#### 第4条 キャッシュカードの発行、取扱い

1. 当支店では、お取引を開始するすべてのお客さまにキャッシュカードを発行します。キャッシュカードの発行不要の申出や受取拒否はできません。
2. キャッシュカードの受取りをもって、口座開設時の本人確認の完了とさせていただきます。お客さまがキャッシュカードを受取らないときには口座申込のキャンセルと判断させていただくこともございます。
3. キャッシュカードの取引については、当社「IC キャッシュカード取引規定集」の各規定により取扱います。
4. キャッシュカードを紛失もしくは破損等により使用不能となったときは、必ず再発行の手続きをしてください。再発行をされないときにはこの口座を解約させていただくこともございます。
5. 再発行には当社所定の手数料をいただきます。

#### 第5条 預金の預入れ

1. この預金口座への預入れは、当社ならびに提携 ATM より現金の預入れ、もしくは為替による振込金の預入れとなります。
2. この預金口座には、手形、小切手、配当金領収書、その他証券類などの取り立てを必要とするものは、入金(預け入れ)することができません。

#### 第6条 小切手、手形の発行禁止

当支店の預金取引ならびに当座貸越取引(カードローン取引)において、手形、当座小切手の発行はいたしません。

#### 第7条 預金の払戻し

1. この預金は、キャッシュカードを使用し、当社ならびに提携 ATM にて払戻し・振込・振替ができます。提携 ATM での払戻しに際しては、所定の手数料をいただきます。
2. この預金は、インターネット／モバイルバンキングもしくはテレフォンバンキングを利用して振込・振替ができます。
3. この預金は、お客さまのご都合により当社がやむを得ないと判断したときもしくはキャッシュカードをご利用いただけないときに限り、当社本支店窓口にて払戻しを受付けます。本支店窓口にて払戻しを行なうときは、当社所定の手続きが必要です。
4. この預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続きが必要です。なお、同日に数件の支払いをするときに、その総額が預金残高を超える際は、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

#### 第8条 振込金の組戻し

1. この預金口座への振込について、振込金融機関より当社へ振込金の組戻し(返金)依頼の通知があったときには、受取人となられたお客さまは当社所定の手続きにて組戻しに応諾いただきます。組戻し依頼があったにもかかわらず応諾いただけないとき、当社と連絡が取れないときには、振込資金留保のため預金口座の利用の制限をさせていただくこともございます。
2. お客さまが、この預金口座より振込を行ない、何らかの理由により振込金の返却を申し出られたときに

は、当社所定の振込金組戻しの手続きが必要です。振込金の組戻し手続きには、当社所定の手数料をいただきます。

#### 第9条 届出事項の変更、紛失等の届出

1. 届出の住所、電話番号等を変更されたときには、ただちに当社所定の方法により変更の手続きを行なってください。
2. 届出の氏名が結婚等により変更となったとき、届出の印鑑を変更されたいときには、ただちに当支店へお申し出ください。変更の手続きが必要です。
3. キャッシュカードを紛失・盗難したときには、ただちに当社緊急サポートセンターもしくは当支店へお申し出ください。紛失・盗難の手続きならびにキャッシュカード再発行には当社所定の手続きが必要です。
4. 届出の印鑑を紛失・盗難したときには、ただちに当社緊急サポートセンターもしくは当支店へお申し出ください。紛失・盗難の手続きならびに改印には当社所定の手続きが必要です。
5. 届出事項の変更やキャッシュカード等の紛失・盗難の届出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。なお、電話、パソコン等により連絡を受け付けたときでも、当社における必要な手続きが当日にできないときには、それにより生じた損害についても当社は一切の責任を負いません。
6. 当支店からの通知、連絡および告知は、当支店ホームページへの掲載、郵送もしくはその他方法により行います。届出の氏名、住所にあてて当支店が通知もしくは書類を発送したときにおいて、到着が遅延したとき、もしくは到着しなかったときには、通常到着すべきときに到着したものとみなします。なお、お客さまの届出の氏名、住所にあてて当支店が通知もしくは書類を発送し、これらが未着で当支店あてに返送されたときは、当支店は、取引明細書の送付を中止し、全部もしくは一部の取引を制限できます。

#### 第10条 金利の変更

金融情勢の変化その他相当の事由があるときには、当社は、当社所定の利率を一般に行なわれる程度のものに変更できます。

特に、当社がお客さまに優遇金利を適用したときは、お客さまに通知することなく、いつでもその優遇金利を変更もしくは優遇金利の適用を中止することができます。

#### 第11条 取引の制限

当社は、以下の預金取引についてお客さまに連絡することなく取引の制限を行なうことができます。

1. 当社からの連絡が一切取れず、所在が不明となったとき。
2. 振込の組戻しの依頼に応じることなく当社への連絡も一切ないとき。
3. インターネット情報や電話での苦情などが頻繁に寄せられ、問題がある口座利用をしていると当社が判断したとき。
4. その他、当社が必要があると判断したとき。

#### 第12条 取扱商品、サービス

当支店における取扱商品、サービスについては、当支店ホームページに掲載します。なお、当支店は、取扱商品、サービスをお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができます。これらの事項については、当支店ホームページに掲載し、当支店ホームページ掲載以降は変更後の内容にてご利用いただけます。

### 第13条 解約等

1. 新規口座開設時において、お客さまが当社に届出た住所あてにキャッシュカードを発送したにもかかわらず、このキャッシュカードが受領されず当社に返戻されたときには、お客さまの当社に対する口座開設の申し込みは撤回されたものとみなし解約させていただくことがあります。
2. 次の各号にひとつでも該当したときには、当社は預金取引を停止し、お客さまに通知することにより、この預金取引を解約することができます。なお、通知により解約するときは、通知文書の到着のいかんにかかわらず当社が解約の通知を届出の氏名、住所あてに発信した時点で解約とします。
  - (1)この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、もしくは預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき。
  - (2)この預金口座の開設に使用した本人確認書類に変造・改ざん・偽造があることが判明したとき。
  - (3)お客さまが第9条1. に違反したとき。
  - (4)お客さまが第11条にかかげる各項に該当したとき。
  - (5)スルガ Visa デビットカード会員資格取消となったとき。
  - (6)この預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはそのおそれがあると認められるとき。
3. この預金が、当社が別途定める一定の期間お客さまによる利用がないときには、当社はこの預金取引を停止、もしくはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができます。また、法令に基づくときにも同様にできます。
4. お客さまの当社に対する債務が期限の利益を喪失し、預金全額と相殺したときは、書面による相殺の通知をもって、この預金口座を解約できます。
5. 前第 1、2、3項による解約によりこの預金口座に預金残高等が残るときには、当社所定の方法でお客さまが指定したご本人名義の口座に当該金額を振込することでお客さまに対するすべての責任を免れます。ただし、当社において犯罪収益等公序良俗に反する資金であると認めるときには、この限りではありません。また、お客さまに対する貸出金等の債権が残るときには、当社はそれを譲渡できます。
6. お客さまにおいてこの預金口座を解約するときは、当支店へお申し出ください。本人確認が完了したものに限り当社所定の手続きによりこの取引を終了します。なお、解約時に預金残高があるときや解約によりお預かり利息が発生するときには、当社所定の方法にてお客さまが指定したご本人名義の口座に振込いたします。
7. 当社にお客さまに対する貸出金等の債権が残り、その返済用口座にこの預金口座が指定されているときには、お客さまから解約の申し出があっても、この預金口座の解約をすることはできません。

### 第14条 諸手数料

当支店の口座取引もしくは当社が提供する各種サービスに関する諸手数料は、当社が別途定めるとおり

です。お客さまから当社に対する諸手数料のお支払いは、原則として当社によるお客さまの普通預金口座からの口座振替とします。なお、当社はお客さまに事前に通知することなく、諸手数料を変更もしくは新設することがございます。

### 第15条 譲渡・質入れの禁止

預金契約上の地位、その他当支店取引にかかるいっさいの権利、キャッシュカードもしくはインターネット／モバイルバンキング等のサービス契約等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、もしくは第三者に利用させることはできません。

### 第16条 お客さま情報の取扱い

当社は、お客さまの個人情報をお客さまのプライバシーポリシー（個人情報保護に関する方針）に基づき取扱いします。当社のプライバシーポリシーは当社ホームページ上に記載しています。

### 第17条 成年後見等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届出ください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届出ください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、もしくは任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届出ください。
4. 前3項の届出事項に取消もしくは変更等が生じたときにも同様にお届出ください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
6. 本条項は、他の取引にも準用します。
7. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、もしくは任意後見監督人の選任がされている方は、当支店においての口座開設はお受けできません。

### 第18条 反社会的勢力にかかる規定

#### 1. 反社会的勢力との取引拒絶

各種預金取引やその他付随取引および当社が扱う各種サービス等（以下これらを総称して「取引」といい、取引にかかわる契約・約定・規定等を「契約等」といいます。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを条件として利用できるものとし、これらの一つにでも該当すると当社が判断したときは、当社は取引の開始をお断りするものとします。

- (1) お客さま（取引にかかる代理人および保証人を含みます、以下同じ。）が、取引のお申込時に確認した「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」に該当していたことが判明したとき
- (2) お客さまが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次のいずれかに該当したことが判明したとき

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) お客さまが、自らもしくは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
- ⑤ その他①～④に準ずる行為。

## 2. 取引の停止、および解約

当社は、お客さまが前項(1)～(3)の各号に該当すると判断し、取引を継続することが不適切であると判断した場合には、お客さまに通知することなく取引を停止し、またお客さまに通知のうえ、契約等を解約できるものとします。

3. 前項の規定により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社に何らの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。

## 4. 本規定の効力

本規定は、取引にかかる契約等に基づく当社の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない契約等の各条項の効力を変更するものではありません。また、この規定は、契約等と一体をなすものとして取扱われるものとします。

## 第19条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。ただし、取引の方法については本規定第2条によります。また、本規定と各規定との間に矛盾が生じるときには、規定が優先されます。

## 第20条 規定の変更

当支店は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができます。これらの事項については、当支店ホームページに掲載し、当支店ホームページ掲載以降は変更後の内容にてご利用いただけます。

なお、当支店の任意の変更によって損害が生じたとしても、当支店は一切責任を負いません。

## 第21条 免責事項

1. 天災地変その他不可抗力と認められる事由により、本規定に定める取扱いが遅滞し、もしくは不能とな

ったことにより生じた損害については、当社はその責任を免れます。

2. 当社の責任によらない通信機械ならびにコンピューター等の障害ならびに回線障害、電話の不通により取扱いが遅滞したり不能となったときには、そのために生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

## 第22条 クラブの組成

当支店は、将来的に特定の提携先顧客を対象として差別化したサービス・商品を提供する目的でクラブ制度を組成することができます。なお、クラブの組成にあたっては、各クラブ毎の規定を別途定め、クラブ会員については当支店取引規定のほか、各クラブ規定が適用されます。当支店取引規定と各クラブ規定で矛盾が生じるときには、各クラブ規定が優先されます。

## 第23条 電子媒体利用に関する同意

1. お客さまは、適用法令（法律、政令、省令、ガイドライン、およびそれらの改正を含みます。）により認められる最大限の範囲において、当該適用法令の書面の交付を要求する条項に規定された書面の交付、通知その他の当社および保証会社の行為が、電子媒体を利用して提供されることに同意します。
2. 当社ならびに保証会社が行なうお客さまへの書面交付ならびに通知その他の行為は、お客さまが本契約の際に当社ならびに保証会社へ提出したeメールアドレス（変更したときを含みます。）に当社ならびに保証会社が送信したときに有効に完了します。当社ならびに保証会社は、当該書面交付ならびに通知その他の行為が、お客さまの行為に起因して第三者に送付されたときでも、それについての一切の責任を負いません。
3. お客さまは、いつでも当社ならびに保証会社あてに当社ならびに保証会社所定の方法で申し出ることにより、電子媒体を利用しない方法で当該書面交付ならびに通知その他の行為を受けることを選択できます。

## 第24条 準拠法・合意管轄

当支店との契約の準拠法は日本法とします。契約に関する訴訟については、当社本店もしくは当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2017年7月25日現在)